一般競争入札に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 10 月 21 日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長　　西原　直人

１　競争入札に付する事項

（１）件名

令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

（２）調達内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（３）契約期間

令和９年４月の計量日から令和 10 年４月の計量日の前日まで

（４）入札方法

入札金額は総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）の利用

本案件は、電子調達システムで行うことを原則とするが、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

２　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「物品の販売」で、A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。

（４）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険　　イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　　ウ　船員保険

エ　国民年金　　オ　労働者災害補償保険　　カ　雇用保険

（５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（７）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（８）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

（９）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(11) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組に関し、評価項目に係わる数値を表に当てはめた場合の評点の合計が基準（70 点）以上であること。

３　契約条項を示す場所等

（１）入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先等

〒500-8723

岐阜市金竜町５丁目 13 番地　岐阜合同庁舎３階

岐阜労働局　総務部　総務課　会計第１係

電話：058-245-8101　内線 124

（２）入札説明書の交付方法

上記（１）の交付場所又は岐阜労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

（３）入札説明書の交付期間

令和８年 10 月 21 日（水）から令和８年 11 月６日（金）　17 時 00 分まで

（４）入札説明会

本入札に係る説明会は随時実施する。

（５）入札参加申込書等の受領期限及び提出場所

令和８年 11 月 13 日（金）　正午まで　（１）の場所

（６）入札書等の受領期限及び提出場所

令和８年 11 月 16 日（月）　正午まで　（１）の場所

（７）開札の日時及び場所

令和８年 11 月 16 日（月）　14 時 00 分　（１）の場所

４　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を、指定する期日までに提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書等、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書等は無効とする。

また、（３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

（５）契約書作成の要否

要

なお、契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、支出負担行為担当官に書面による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。

（６）落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（７）契約関係書類

担当者等から提出される見積書や入札書、請求書等の契約手続きに必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）については、事業者としての決定であること。

押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（８）その他

詳細は入札説明書による。

以上公告する。

入　札　説　明　書

令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

厚　生　労　働　省

岐　阜　労　働　局

入 札 説 明 書 等 受 領 書

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いします。

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係 太田 あて
gifukyoku-kaikei124@mhlw.go.jp
〒500-8723 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階
（Tel:058-245-8101）

入札案件名	令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）	
入札説明書受領日 （ダウンロード日）	令和　　年　　月　　日	
事業所名		
事業所所在地		
担当者名		
電話番号		
メールアドレス		
入札参加方式	□　電子調達システム	□　紙入札
備考		

※　本受領書は、仕様の変更や質疑等に関する回答を行う場合等、連絡先の確認のために使用します。

※　本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日辞退の理由をお伺いする場合があります。

岐阜労働局の一般競争入札に係る入札公告（令和８年 10 月 21 日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官　岐阜労働局　総務部長　西原　直人

２　調達内容

（１）件　名

「令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）」

（２）仕　様

仕様書による。

（３）履行期日

令和９年４月の計量日から令和 10 年４月の計量日前日まで

（４）履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

（５）入札方法

落札者の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）をもって行う。

ア　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする）と、仕様書及び仕様書別紙１「年間使用予定電力量」に記載した施設ごとの予定契約電力及び予定使用電力量を基に計算した総価を記載すること。

イ　なお、入札価格の算定に当たっては、力率割引き及び割増し、燃料費調整による加算及び減算、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については考慮しないものとすること。

ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（６）入札方式

本件は、政府電子調達システム（GEPS）（以下、「電子調達システム」という。）にて執行することを原則とするが、特段の事情がある者は、「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式５】による申請のうえ、紙入札方式により参加することができる。

（７）入札保証金及び契約保証金

免除

３　競争参加資格

（１）予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であ

って、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「物品の販売」で、A、B、C 又はD 等級に格付けされている者であること。

（４）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険

イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ　船員保険

エ　国民年金

オ　労働者災害補償保険

カ　雇用保険

※　各保険料のうち、オ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

（５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（７）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（８）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により、行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※　労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（９）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(11) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組に関し、評価項目に係わる数値を表に当てはめた場合の評点の合計が基準（70 点）以上であること。

４　入札参加申込書等の提出等

この入札に参加する者は、次に従い、提出期限までに書類を提出すること。

（１）提出書類

ア　入札参加申込書【様式１】

イ　３（３）の競争参加資格審査結果通知書（写）

ウ　競争参加資格等に係る申告書【様式２】

エ　電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式５】（紙入札による入札参加者のみ）

オ　会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

カ　誓約書【様式７】

キ　環境に関する入札適合条件証明書【様式１０】及び評価項目による適合条件を満たすことを示す書類

ク　電気事業法第２の２の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

（２）提出期限

令和８年 11 月 13 日（金）　正午

（３）提出場所

〒500-8723

岐阜市金竜町５丁目 13 番地　岐阜合同庁舎３階

岐阜労働局　総務部　総務課　会計第１係

電　話：058-245-8101

（４）提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電子調達システムにより提出すること。

（５）提出するに当たっての注意事項

ア　開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ　提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更または取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ　虚偽の記載をした書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

５　入札に関する質問

当該入札に関する質問がある場合には、次に従い、書類を提出すること。

（１）提出書類

質問書【様式６】

（２）提出期限

令和８年 11 月９日（月）　17 時 00 分

（３）提出方法

４（３）の場所に持参、郵送又はメールにより提出すること。

（４）質問に対する回答は、すべての入札説明書配布者に対して令和８年 11 月 12 日（木）17 時 00 分までにメール等により回答するものとする。

６　入札書の提出場所等

本件入札は電子調達システムにより行う。入札は、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、紙による入札の参加を希望する場合は、上記４（２）までに【様式５】を提出すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（１）電子調達システムによる場合

ア　入札書の提出期限

令和８年 11 月 16 日（月）　正午

（通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。）

イ　入札書の提出方法

電子調達システムにより、入札金額を送信すること。あわせて、入札内訳書を【様式３－２a】【様式３－２ｂ】（又はそれに類する任意の様式）にて作成し、電子調達システムの「内訳書」として送信すること。

（２）紙による場合

ア　入札書の受領期限

令和８年 11 月 16 日（月）　正午

（郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）

イ　入札書の提出場所

上記４（３）に準ずる。

ウ　入札書の提出方法

入札書を【様式３－１】、入札内訳書を【様式３－２ａ】【様式３－２ｂ】（又はそれに類する任意の様式）の様式にて作成し、イの場所に持参又は郵送すること。

直接に提出する場合は封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　岐阜労働局総務部長殿）及び「令和８年 11 月 16 日開札〔令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和８年 11 月 16 日開札〔令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記４（３）あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ＦＡＸ、電話その他の方法による入札は認めない。

（３）入札の無効

次のいずれかの一に該当する入札は無効とする。

ア　入札者が同一事項に対し、２以上の入札を行ったとき

イ　入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理人を兼ねたとき

ウ　入札に関し、談合等の不正行為があったとき

エ　入札書の記載事項の確認ができないとき

オ　入札書に記名がないとき（ただし、紙入札の場合のみ。）

カ　入札書の入札価格に錯誤があったとき（ただし、入札者に重大な過失があった場合を除く。）

キ　入札参加資格を有しない者が入札したとき

ク　入札に参加した者が、誓約書【様式７】を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

ケ　その他入札説明書の条項に違反したとき

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（５）代理人による入札

ア　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出時に委任状【様式４】を提出しなければならない。

ウ　委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

７　開札

（１）開札の日時及び場所

日　時：令和８年 11 月 16 日（月）　14 時 00 分

場　所：岐阜労働局　総務部　総務課　会計第１係

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人は立ち会わず、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（４）再度入札等の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第 82 条の規定による再度入札又は予決令第 92 条の規定による再度公告入札若しくは予決令第 99 条の２の規定による随意契約を行うことがある。

なお、予決令第 82 条の規定による再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

８　落札者の決定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

（１）本入札説明書６に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３

の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（３）落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の３桁の数字）を併せて記載するものとする。

（４）落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

９　その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、「紙による契約書を締結することについて」【様式８】による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。

ただし、入札参加申込み時に４（１）エ「電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式５】を提出している者は、【様式８】を要することなく紙による契約書の締結を可能とする。

なお、紙による契約書を締結する者は、次の「ウ」～「オ」によることとする。

ウ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

エ　上記ウの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

オ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（３）支払条件

契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

（４）入札説明会

本入札に係る説明会は随時実施する。

（５）契約関係書類

ア　担当者等から提出される見積書や入札書、請求書の契約手続に必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）については、事業者としての決定であること。

イ　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（６）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（７）契約締結日について

契約締結日は令和９年４月１日とする。ただし、契約締結日までに令和９年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

１０　電子調達システムの利用について

電子調達システムの利用方法のほか、障害が発生した場合や操作等に疑問点がある場合は、下記ホームページ及びヘルプデスクに確認すること。ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合には、前記４（３）に連絡すること。

政府電子調達(GEPS)　https://www.p-portal.go.jp

ヘルプデスク　電　話　：　0570-000-683

書　式　等

様式１	入札参加申込書
様式２	競争参加資格等に係る申告書
様式３－１	入札書
様式３－２ａ	入札内訳書①
様式３－２ｂ	入札内訳書②
様式４	委任状
様式５	電子入札案件の紙入札方式による参加について
様式６	質問書
様式７	誓約書
様式８	紙による契約書を締結することについて
様式９	環境に関する入札適合条件
様式１０	環境に関する入札適合条件証明書

様式１

入 札 参 加 申 込 書

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

また、当社が落札した際は、岐阜労働局との契約に支障が生じないよう、貴殿が指定する内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

１　調達案件名　：　「令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）」

２　開　札　日　：　令和８年 11 月 16 日

３　提出書類

- ☐ 入札参加申込書【様式１】
- ☐ 競争参加資格審査結果通知書（写）
- ☐ 競争参加資格等に係る申告書【様式２】
- ☐ 電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式５】（紙入札による入札参加者のみ）
- ☐ 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）
- ☐ 誓約書【様式７】
- ☐ 環境に関する入札適合条件証明書【様式 10】
- ☐ 電気事業法第２の２の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

様式２

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

（１） 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定（裏面参照）に該当しないこと。

（２） 直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。

また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。

（３） 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。

（４） 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。

（５） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（６） 過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

（７） 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。

（８） 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

（９） 前記（５）から（８）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

様式２裏面

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

１　当該契約を締結する能力を有しない者

２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

１　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

２　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

３　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

４　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

５　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

６　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

７　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第２項　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

様式３－１

入　札　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

代 理 人 氏 名

下記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

記

件名　：　令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

¥　　．－

［A □ 円 ＋ B □ 円］ × $\frac{100}{110}$

電子くじ番号

※３ケタの電子くじ番号（000～999）を記入

※　様式３－２a, b より、Ａには低圧電力、Ｂには従量電灯の合計額を記載し、Ａ・Ｂの合計に 110 分の 100 を乗じたものを入札金額とすること。

※　代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名及び委任状【様式４】が必要。

様式３－２a

入札内訳書①（任意様式可）

低圧電力

基本料金		円/kW・月		
電力量単価		円/kWh	夏季（７～９月）	通常
		円/kWh	夏季（７～９月）	再エネ
		円/kWh	その他季	通常
		円/kWh	その他季	再エネ

需要場所	基本料金				電力量料金										合計
	単価（月額）	契約電力		基本料金（年額）	夏季単価等（７～９月）					その他季単価等					=基本料金(年額)+小計(1)+小計(2)
					通常（ア）	使用量（イ）	再エネ（ウ）	使用量（エ）	小計（１）=(ア×イ)+(ウ×エ)	通常（カ）	使用量（キ）	再エネ（ク）	使用量（ケ）	小計（２）=(カ×キ)+(ク×ケ)	
	円/kW（税込）	kW		円/（税込）	円/kWh	kW	円/kWh	kW		円/kWh	kWh	円/kWh	kW		円
高山労働基準監督署		× 9	×12ヶ月	0		1,102		734	000		6,900		4,600	000	000
関労働基準監督署		× 22		0		3,838		2,558	000		6,567		4,378	000	000
大垣公共職業安定所 揖斐出張所		× 20		0		3,184		2,122	000		4,779		3,186	000	000
美濃加茂公共職業安定所		× 49		0		9,394		6,262	000		15,959		10,640	000	000
小計				0					000					000	000 ･･･①

※すべて**消費税込み**で記入すること。

低圧電力料金（①）　＝ ※小数点以下は切り捨てること	000	円	･･･A

※「使用量」は予定である。

※夏季・その他季料金の時期でそれぞれ再エネ40%、再エネ以外を60%供給すると仮定し、それぞれ使用量を算定しているため、
価格の設定の仕方が異なる場合（再エネと再エネ以外とで単価が変わらない等）や、
再エネ比率が40%を超える場合等は、適宜変更して作成すること。

様式３－２ｂ

入札内訳書②（任意様式可）

従量電灯

需要場所	基本料金			
	単価（月額）	契約アンペア		基本料金（年額）
	円/kVA（税込）	kVA		円/（税込）
高山労働基準監督署		× 14	×12ヶ月	0
関労働基準監督署		× 21		0
大垣公共職業安定所 揖斐出張所		× 21		0
美濃加茂公共職業安定所		× 22		0
小計				0 …①

基本料金		円/kVA・月					
電力量単価		円/kWh	120kWhまで	（再エネ）		円/kWh	120kWhまで
		円/kWh	120-300kWh			円/kWh	120-300kWh
		円/kWh	300kWh超え			円/kWh	300kWh超え

需要場所	範囲	予定使用電力量（kWh）													再エネ40％仮定の使用電力量		単価（円/kWh）		年計（円）＝（ア×ウ）＋（イ×エ）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	使用量計	通常（ア）	再エネ（イ）	通常（ウ）	再エネ（エ）	
高山労働基準監督署	~120KWh	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440	864	576			00
	121~300	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160	1,296	864			00
	301~	725	545	627	681	579	671	775	778	1,315	1,284	953	930	9,863	5,918	3,945			00
関労働基準監督署	~120KWh	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440	864	576			00
	121~300	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160	1,296	864			00
	301~	1,092	1,011	1,160	1,339	1,070	866	1,222	1,352	1,559	1,695	1,371	1,343	15,080	9,048	6,032			00
大垣公共職業安定所 揖斐出張所	~120KWh	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440	864	576			00
	121~300	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160	1,296	864			00
	301~	1,012	966	1,013	1,039	950	952	1,024	866	985	864	1,035	1,128	11,834	7,100	4,734			00
美濃加茂公共職業安定所	~120KWh	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440	864	576			00
	121~300	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160	1,296	864			00
	301~	1,309	1,190	1,285	1,218	1,031	1,064	1,711	1,450	1,666	1,329	1,187	1,348	15,788	9,473	6,315			00
合計		5,338	4,912	5,285	5,477	4,830	4,753	5,932	5,646	6,725	6,372	5,746	5,949	66,965	40,179	26,786			00 …②

従量電灯料金　＝（①＋②）※①②を合計し、小数点以下は切り捨てること	00	円

…B

※すべて**消費税込み**で記入すること。

※「使用量」は予定である。

※夏季・その他季料金の時期でそれぞれ再エネ40％、再エネ以外を60％供給すると仮定し、それぞれ使用量を算定しているため、価格の設定の仕方が異なる場合（再エネと再エネ以外とで単価が変わらない等）や、再エネ比率が40％を超える場合等は、適宜変更して作成すること。

様式４

委　任　状

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、（代理人氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ を代理人と定め、下記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

（委任事項）　件名：令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

※　代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名が必要。

様式５

電子入札案件の紙入札方式による参加について

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して参加できないので、紙入札方式による参加をします。

記

１　入札案件名
「令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約)」

２　政府電子調達システム(GEPS)での参加ができない理由

（　　）電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

（　　）その他　（具体的に記入）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　電子入札への対応予定時期

（　　）令和　　年　　月頃

（　　）その他　（具体的に記入）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式６

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

件　　名：　令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

提出期限：　**令和８年 11 月９日（月）　17 時 00 分**

事業所名		担当者	
電話番号		メールアドレス	

質問内容

※質問がある場合のみ提出すること。

様式７

誓　　約　　書

□　私

□　当社

は、下記１及び下記２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。

※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

様式７裏面

役　員　等　名　簿

令和　　年　　月　　日現在

役　職　名	(フ　リ　ガ　ナ) 氏　　名	生　年　月　日

※　必要事項が記載されていれば、任意様式でも可

様式８

紙による契約書を締結することについて

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して契約書の締結を電子契約によることができないことから、　紙による契約書を締結します。

記

１　入札案件名

令和９年度　岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

２　政府電子調達システム(GEPS)による電子契約を締結できない理由

（　　）　（具体的に記入）

３　電子契約への対応予定時期

（　　）令和　　年　　月頃
（　　）その他　（具体的に記入）

※　本様式については、入札を電子により応札し、かつ、落札した者が、紙による契約書の締結を申請する場合に提出してください。

様式９

環境に関する入札適合条件

１　条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、以下①令和６年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度の未利用エネルギー活用状況、③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要素	区　分	得点
①　令和６年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整排出係数）（単位：kg-CO_2/kWh）	0.000以上　0.375未満	70
	0.375以上　0.400未満	65
	0.400以上　0.425未満	60
	0.425以上　0.450未満	55
	0.450以上　0.475未満	50
	0.475以上　0.500未満	45
	0.500以上　0.520未満	40
	0.520以上	0
②　令和６年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	10
	0％超　0.675％未満	5
	活用していない	0
③　令和６年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00％以上	20
	8.00％以上　15.00％未満	15
	3.00％以上　8.00％未満	10
	0％超　3.00％未満	5
	活用していない	0
④　省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（営業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示されたものとみなす。

２　書類の提出等

入札にあたっては、様式１０及び上記評価項目による適合条件を満たすことを示す書類を提出すること。提出方法及び提出先は入札説明書のとおりとする。

３　契約期間中における努力等

契約事業者は契約期間中について、１の表による評点の合計が基準（70点）以上となるように電力を供給するように努めること。

（表）各用語の定義

<table>
<tr><th>用語</th><th>定義</th></tr>
<tr><td>①令和６年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整排出係数）（単位：kg-CO2/kWh）</td><td>「令和６年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は次の数値とする。
令和６年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
2. 温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</td></tr>
<tr><td>②令和６年度の未利用エネルギー活用状況年度</td><td>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和６年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下の通り。
令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）
$$\text{令和６年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和６年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$
1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。</td></tr>
</table>

	①　工場等の廃熱又は排圧 ②　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ措置法」という。）第２条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③　高炉ガス又は副生ガス
③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を 令和６年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 （算定方式） $$\text{令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和６年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$ 1.　令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①　自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh）） ②　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③　Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量　（kWh） 2.　再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生

	可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、 風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、 地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用料抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※この表の定義は、適合証明書及び様式９にのみ適用する。

様式１０

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

環境に関する入札適合条件証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

1.　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2.　令和６年度の状況

項　目		自社の基準値	点　数
①	令和６年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO_2/kWh）		
②	令和６年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度の再生可能エネルギー導入状況		
項　目		取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された、算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（営業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、様式９により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者

とする。

注４）上記内容を満たすことを示す書類を添付すること。

別添

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

契　約　書（案）

1　件　　名　　令和９年度岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

2　履行場所　　支出負担行為担当官が指定する場所

3　契約期間　　令和９年４月計量日から令和10年４月計量日の前日まで

4　契約金額　　契約単価（消費税及び地方消費税額を含む。）は、契約書別紙のとおり。

取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、双方の協議の上、価格を改定できる。

使用する電力の予定数量は、仕様書記載の予定使用電力量のとおりとする。ただし実際の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

5　契約保証金　　免除

上記契約（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官　岐阜労働局総務部長　西原直人（以下「甲」という。）　と　○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　岐阜市金竜町５丁目 13 番地
支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　　西原　直人　　㊞

乙

㊞

記

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第２条　乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（費用負担）

第３条　本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（監督）

第４条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（計量及び検査）

第５条　乙は、原則として毎月の「計量日」に計量器に記録された値を読みとらせ、計量した使用電力量（前月の計量日から当月の計量日の前日まで）等を甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

２　甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、報告を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

３　乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

４　乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

５　検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第６条　天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（遅滞料）

第７条　甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

（納期の無償延期）

第８条　乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

２　甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して履行期限の延期を許すことができる。

（契約金額の請求及び支払）

第９条　乙は、第５条に規定する検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを、「官署支出官　岐阜労働局長」に請求するものとする。なお、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとするほか、消費税相当額を算出する際に生じた１円未満の端数については、切り捨てとする。

２　甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第 10 条　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第２項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 11 条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（事情変更）

第12条　甲及び乙は、本契約の締結後、契約期間中に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動、その他事由により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。また、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面により定めるものとする。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額（本

契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）　第８条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に合格品の受渡を終了しないとき。

（２）　乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）　甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）　第 26 条の規定に違反したとき。

３　甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

５　乙が第２項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

６　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（損害賠償）

第 14 条　乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、本契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 15 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３） 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（４） 第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２ 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項若しくは第 7 条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

３ 乙は、第１項第３号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 16 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１） 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２） 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３） 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４） 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５） 前条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当したとき。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 18 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 19 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 20 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第 21 条　甲は、第 13 条第２項、同条第３項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第２項、第 24 条及び第 31 条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第 13 条第２項、同条第３項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第２項、第 24 条及び第 31 条

第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 22 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 23 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 24 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）　乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 25 条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（秘密の保持）

第 26 条　甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第 27 条　乙は、本契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

２　乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、本契約に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じなければならない。

３　乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに、本契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。

４　乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

５　乙が、本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了等の後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

６　乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について、速やかに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

７　甲は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。

（監査）

第 28 条　甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

２　甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

３　甲は、第１項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

４　乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

５　前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第３項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

６　乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

（事故等発生時の措置）

第 29 条　乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

２　次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

（１）　保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコ

ード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

（２）　保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

３　第１項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

４　前３項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

５　前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。

６　乙は、第１項に規定する事故が本契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。

７　第１項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。

８　前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

第 30 条　第 28 条及び第 29 条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

２　甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

３　乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第 31 条　甲は、第５条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１）　甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと

（２）　直ちに代金の減額を行うこと

２　甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３　乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合には、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（労働関係法令の遵守）

第 32 条　乙又は下請負人は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行の確保に支障が生ずることがないよう十分配慮すること。

（再委託）

第 33 条　乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。

３　乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

４　乙は、業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第 34 条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第 35 条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式３の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、様式３の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式４により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

（１）　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

（２）　事業参加者の住所の変更のみの場合

（３）　契約金額の変更のみの場合

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（紛争または疑義の解決方法）

第 36 条　本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第 37 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 10 条、第 13 条第２項、第 14 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

契約書様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

契約書様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

契約書様式３

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所

・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）

・各事業参加者の行う業務の範囲

・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

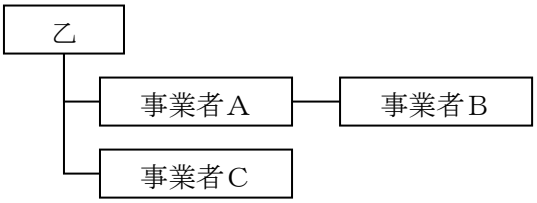

契約書様式４

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 35 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

契約書別紙

契約単価表（消費税額及び地方消費税額を含む）

従　量　電　灯　C		金　額
基　本　料　金　単　価		円/kVA・月
電力量単価	120kWh まで	円/kWh
	120kWh 超え 300kWh まで	円/kWh
	300kWh 超え	円/kWh

低　圧　電　力		金　額
基　本　料　金　単　価		円/kW・月
従量料金単価	夏　季　料　金	円/kWh
	その他季料金	円/kWh

仕　様　書

1.　件名

令和９年度岐阜労働局管内４庁舎で使用する低圧電力の供給契約（単価契約）

2.　需要場所

官署名	所在地
高山労働基準監督署	〒506-0009　高山市花岡町3-6-6
関労働基準監督署	〒501-3803　関市西本郷通3-1-15
大垣公共職業安定所揖斐出張所	〒501-0605　揖斐郡揖斐川町極楽寺村前95-1
美濃加茂公共職業安定所	〒505-0043　美濃加茂市深田町1-206-9

※上記４庁舎とも従量電灯Ｃ及び低圧電力の２種類の需給区分の契約となる。

3.　業種及び用途

官公署（事務所）

4.　仕様

（１）電力供給の条件

従量電灯Ｃ	
供給電気方式	単相３線式
標準周波数	60ヘルツ
標準電圧	100及び200ボルト
計量電圧	100及び200ボルト
年間使用予定電力量	66,965ｋｗｈ
年間予定契約電力	78ｋＶＡ

低圧電力	
供給電気方式	三相３線式
標準周波数	60ヘルツ
標準電圧	200ボルト
計量電圧	200ボルト
年間使用予定電力量	86,203ｋｗｈ
年間予定契約電力	100ｋＷ

（２）供給電気の種類等

ア 「RE100　TECHNICAL　CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は**再エネ比率４０％**下回らないこと。

参照：「RE100　TECHNICAL　CRITERIA」の要件

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

イ 契約業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を半期に一度、書面で提出することとする。ただし、当該期間内の提出が難しい場合は、協議により定めた期間内に提出すること。様式は任意とするが、参考様式を【仕様書別紙２】【仕様書別紙３】に掲載する。

（３）需給地点

各施設の電気設備と一般送配電事業者の供給設備接続点。

（４）工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に一般送配電事業者が設置した計量装置等は、一般送配電事業者の所有又は管理責任物とする。

（５）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（６）予定契約電力及び予定使用電力量、力率

ア 「年間使用電力量」【仕様書別紙１】のとおり。なお、令和７年10月～令和８年９月までの実績を基に算出している。

イ 予定契約電力及び予定使用電力量についてはあくまで予定であり、増減がある場合も了承すること。

ウ 契約電力は、【仕様書別紙１】契約容量のとおり。

エ 燃費調整費、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を課す場合は、中部管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

オ なお、入札価格の算定にあたっては、力率割引及び割増、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

カ 仕様書に定めのない供給条件については、中部管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）をもとに協議を行うものとする。

（７）電力量等の計量

ア 自動検針装置：有

イ 現在の電力会社の検針方法：自動検針

5. 供給期間

令和９年４月の計量日から令和10年４月の計量日前日までとする。

6. 単位及び端数処理について

（１）契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は小数点第一位で

四捨五入すること。

（２）使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は小数点第一位で四捨五入すること。

（３）力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点第一位で四捨五入すること。

（４）料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てること。

7.　請求及び代金の支払いについて

（１）当方の検査担当職員による検査に合格したのち、代金を支払うこととする。

（２）「請求書」の宛名は「支出官　岐阜労働局長」とし、余白には、振込先金融機関名等を表示すること。

（３）代金の請求（請求書の提出）は検針日初日から検針日前日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく以下の担当部署に行うこと。その他請求書に係る記載方法等についても初回の請求書を提出する前に下記に確認しておくこと

※請求書担当部署

岐阜労働局　総務部　総務課　会計第１係　ＴＥＬ 058-245-8101

（４）当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。ただし、上記の定めにより早収又は遅収料金が別途発生するときは事前に双方で協議し振込む期間を変更することがある。

8.　再委託に関する事項について

（１） 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（２） 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

（３） 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。

（４） 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、２分の１未満とすること。

（５） 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

9.　その他

（１）落札後について

現場確認又は工事等を別途必要とする場合は、契約締結前に事前に申し出るものとし、落札業者が窓口となり連絡等を行うこと。

（２）アフターケアについて

障害が発生した際の窓口についても落札業者で一本化することとし、誠意ある対応を行うこと。

（３）各施設においては予定使用電力量を大幅に変動するような契約施設の拡張及び設備の更新予定はない。

（４）停電にかかる割引については、中部管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（５）その他仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議を行うものとする。

仕 様 書 別 紙 1

年間使用予定電力量

使用電力量(kwh)

需 要 地 点	契約種別	契約容量	太陽光発電等の売買契約の有無	力率	4月	5月	6月	← 夏季 → 7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(小計) 夏季	(小計) その他季	令和9年度契約予定
高山労働基準監督署	従量電灯C	14kVA	無	－	1,025	845	927	981	879	971	1,075	1,078	1,615	1,584	1,253	1,230	2,831	10,632	13,463
	低圧電力	9kW	無	100%	391	362	494	763	590	483	404	758	2,541	2,995	1,985	1,570	1,836	11,500	13,336
関労働基準監督署	従量電灯C	21kVA	無	－	1,392	1,311	1,460	1,639	1,370	1166	1,522	1,652	1,859	1,995	1,671	1,643	4,175	14,505	18,680
	低圧電力	22kW	無	100%	52	80	1,183	3,057	2,539	800	244	1,549	2,784	2,707	1,618	728	6,396	10,945	17,341
大垣公共職業安定所揖斐出張所	従量電灯C	21kVA	無	－	1,312	1,266	1,313	1,339	1,250	1252	1,324	1,166	1,285	1,164	1,335	1,428	3,841	11,593	15,434
	低圧電力	20kW	無	100%	369	726	1,263	2,246	1,989	1071	552	508	1,203	1,347	1,148	849	5,306	7,965	13,271
美濃加茂公共職業安定所	従量電灯C	22kvA	無	－	1,609	1,490	1,585	1,518	1,331	1364	2,011	1,750	1,966	1,629	1,487	1,648	4,213	15,175	19,388
	低圧電力	49kW	無	100%	532	1,073	2,793	6,433	6,455	2768	1,512	1,362	4,272	6,880	4,934	3,241	15,656	26,599	42,255

従量電灯C合計	66,965
低圧電力合計	86,203

※年間使用予定電力量については、令和7年10月～令和8年9月までの実績を基に算出している。

仕様書別紙２

令和〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

支出負担行為担当官
岐阜労働局　総務部長　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

令和〇年度〇半期に以下のとおり〇〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇〇に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１．お客様情報

お客様番号　　〇〇〇〇〇
需要施設名　　〇〇〇〇〇
需要施設住所　　〇〇県〇〇市〇〇
契約電力　　〇〇　KW

２．供給期間

令和〇年〇月〇日　～　令和〇年〇月〇日

３．再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は【仕様書別紙３】のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（kW）【A】													
総供給電力量（kW）【B】													
再エネ比率（%）【A/B】													

仕様書別紙３

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月分）

１．再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	0

２．証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量（kWh）	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）	0		

総計（kWh）	0